

荒川水系高麗川における河川区域等の変更

荒川上流河川事務所 占用調整課 鶴野 潤一

1. 高麗川とは？

一級河川荒川水系高麗川は埼玉県南西部から中部にかけて流れる越辺川の支流である。飯能市、日高市、入間郡毛呂山町を流下し、坂戸市で越辺川に合流する。

高麗川は、河川管理が都道府県知事の管轄であった旧河川法の時代の昭和27年に、越辺川合流点より上流の6.4km区間までが国による直轄河川改修区間に指定されており、現行の新河川法が施行された昭和40年以降は、当該区間がそのまま国の管理に移行した。なお、それより上流である坂戸市・森戸橋付近からは埼玉県の管理となっている。

2. 高麗川における従前の河川区域及び河川保全区域の状況

高麗川では昭和27年より国による河川改修工事が開始されたが、当時の計画では「遊水効果を最高度に活用し、洪水量を削減するため、霞堤を築設する」とされており、そのことが高麗川の特徴的な河川区域及び河川保全区域を形成した大きな要因となっている。

即ち、従前の河川区域は昭和42年に指定されているが、①越辺川合流点から概ね戸口橋までの区間は築堤工事が完了していたため、堤防及び堤外地を基本的に河川区域とする、②戸口橋より上流は霞堤又は無堤部のため、低水路・霞堤及び遊水域を基本的に河川区域とする、とされた。

また、従前に河川保全区域とみなしていた範囲（昭和40年3月31日埼玉県告示第220号において指定された旧河川法に基づく河川附近地の土地のうち、高麗川筋二の範囲）については、上記の河川状況（但し、築堤については昭和40年時点）を前提として、主に霞堤・開口部における遊水効果を極力阻害しないための範囲を広く取った結果、図1の様な指定となっていた。

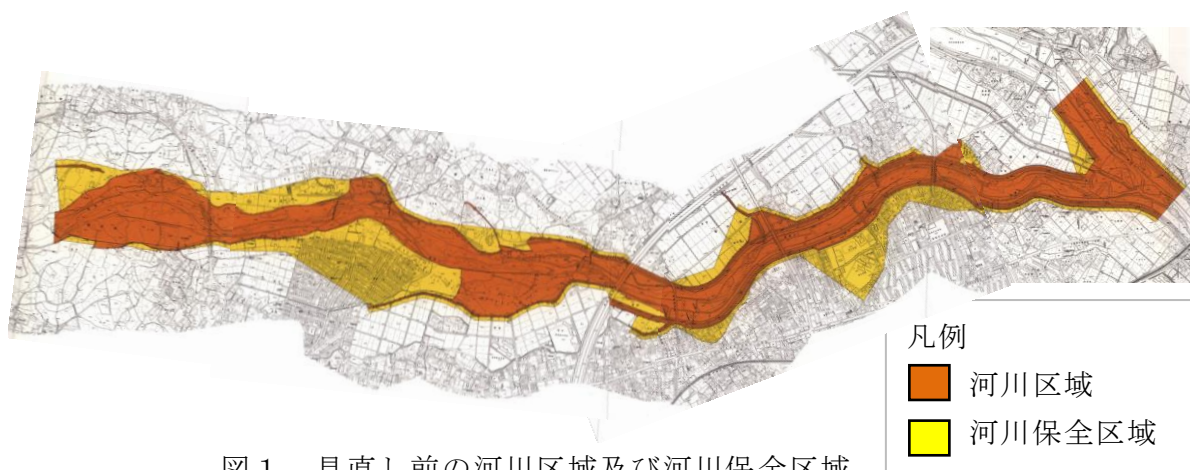


図1 見直し前の河川区域及び河川保全区域

3. 河川区域等の変更に至った経緯

高麗川における昭和40年度以降の堤防工事の進捗により、河川管理施設の敷地となる2号地は河川法に基づく告示行為が無くとも河川区域となるが、低水路敷である1号地と2号地には含まれた、高水敷を形成する3号地については、告示行為がなければ正式には河川区域に編入されたと見なされず、占用調整業務に支障を来していた。

また、図1のとおり、従前より河川保全区域として見なし運用をしていた範囲については、その設定幅が場所によって0～300mもの幅があり、河川法第55条第1項の許可申請判断に支障を来していた。

高麗川の河川改修は現在も継続中であり、以前は国の管理となる6.4km区間全川で一括しての河川区域及び河川保全区域見直しを想定していた時期もあったが、「平成27年9月関東・東北豪雨」発生に伴い、鬼怒川が決壊氾濫したことにより河川隣接地の開発や河川保全区域のあり方について論議を呼んだこともあり、今般荒川上流管内河川において、高麗川をモデルケースとして河川区域及び保全区域の精査を行う気運が高まり、今回の告示行為に至ったものである。

4. 河川区域等の変更内容

4.1 河川区域の変更

荒川上流河川事務所の直轄管理区間約6.4kmのうち、計画堤防の築堤が概ね完了した区間、万年橋より下流部、約5.4km区間については、3号地の河川区域編入を主とした河川区域変更を行った。

4.2 河川保全区域の見直し

河川保全区域の範囲（幅）に関する具体的な数値基準は、河川法第54条第3項に「河川区域の境界から50mを超えて（区域指定を）してはならない」とあるのみであり、実際に区域の幅を決定するに当たっては「（隣接する土地の）財産権の行使の制限は、たとえ河川管理施設を保全し、災害を未然に防止する見地からするものであっても、必要最小限に限られるべきである（河川法逐条解説）」との原則から、個々の河川毎の地形・地質条件等も考慮した（財産権の行使制限もやむを得ないと説得できる）明確な（技術的）根拠が必要ではないか、と判断されていた。

このため、新河川法制定の昭和40年以降における新たな河川保全区域指定のための国の判断は、都道府県知事が個々に指定判断を行っていた旧河川法の時代に比べ、全国統一基準にも繋がることから慎重にならざるを得ず、結果として、関東地整においては新河川法に基づく河川保全区域指定実績はなく、全国直轄管理河川においても無いと言う状況を生じていた。（平成30年1月現在）

本件での河川保全区域見直しの検討に際しても上記事情が懸念されたが、あくまでも個別の事例に徹し、眼前の懸案を一つ一つ進めていくべきとの方針に則し、本局水政課等との協議を重ね、本件における河川保全区域の設定基準を策定すること

とし、それに見合った告示図面の作成を行い、埼玉県との協議調整を経て保全区域見直しを行った。

【河川保全区域の設定基準】

- ・計画堤防が完成している区間については、保全幅20mとし、幅が不足している箇所については、新たな指定を行うものとする。なお、幅が過大となっている箇所については、変更(廃止)するものとする。
- ・川裏に側帯が整備されている箇所については、河川管理施設たる堤防を側帯が保全しているものとし、側帯幅20mを満足しているものには保全区域の指定を行わない。
- ・川裏に霞堤が整備されている箇所については、河川管理施設たる堤防を補助しているものとし、保全幅20mで指定する。

なお、保全幅20mの設定根拠は、管内の主な河川での保全区域幅が20mであることと、従前から「河川保全区域内における工作物の設置許可に係る（唯一の）技術基準」である下記通達（所謂「2Hルール」）によるものである。

＜根拠とした通達＞

堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について

平成6年5月31日 建設省河治発第40号 関東地方建設局河川部長あて

建設省河川局治水課長通達

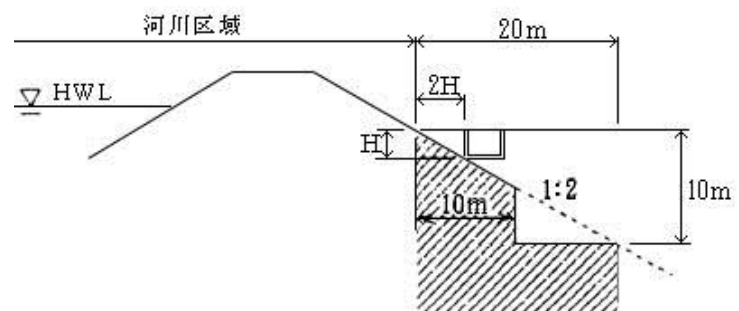


図2 河川保全区域見直しにかかる技術的根拠

4.3 河川予定地の廃止

従前指定された河川予定地については、今般、3号地の河川区域編入がなされたことから、河川予定地についても河川区域に包含されるものとし、河川予定地の廃止についても併せて行った。

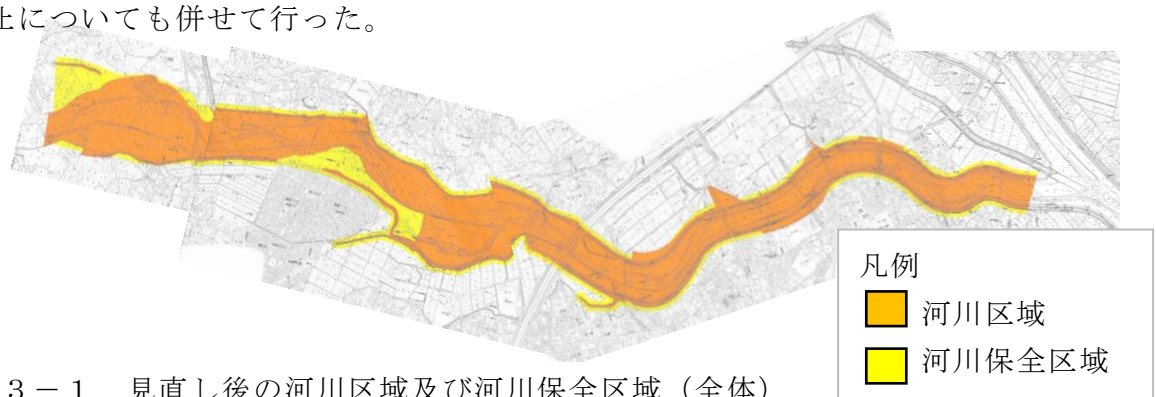


図3-1 見直し後の河川区域及び河川保全区域（全体）

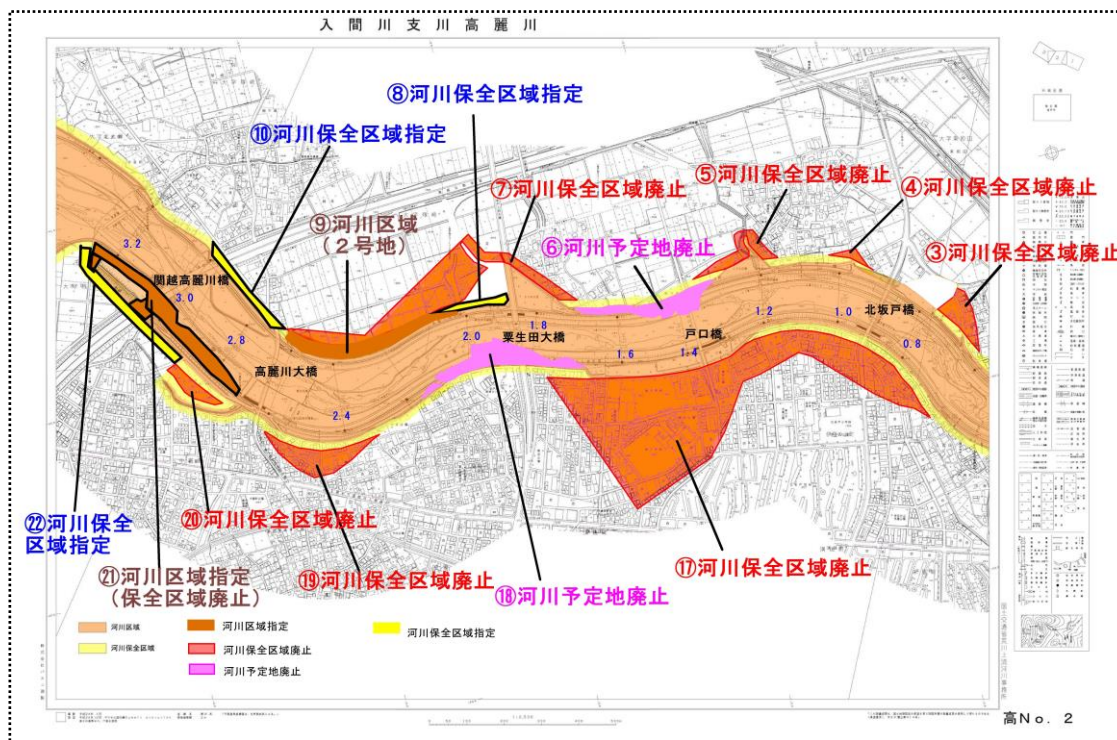


図 3-2 見直し後の河川区域及び河川保全区域（部分抜粋）

5. 今回の見直しによる成果

高麗川の 5.4 km 区間(万年橋) から越辺川合流点まで、河川区域及び河川保全区域が整理された。

一般住民からの問い合わせに対しても、従来は箇所ごとに保全区域の指定幅が違っていたため、説明に難渋していたが、指定幅 20m となったことにより、説明が容易になった。

河川法第 55 条第 1 項をはじめとする、河川法申請の適正化が図られた。

6. 今後の課題について

当事務所が管理する、荒川本川及び支川において、河川区域及び河川保全区域の精査を行うことで、真に必要な河川区域の保全と周辺地域での開発推進に寄与するものと思われる。

今後、河川区域編入を行う場合に、区域内にある民有地所有者については、河川区域編入により不動産評価額が少なからず下落してしまうため、強い反応があると考えられるが、国民全体の安全な暮らしに寄与することに対して、理解を促すことが必要と考える。

7. 今後の展望について

荒川上流管内のみならず、関東地方や全国において河川区域及び河川保全区域の設定や見直しを図っていただき、「災害に強い国土づくり」とともに国民生活の安全に寄与することを願う。